（ＩＢＣ容器及び包装の表示）

(q)／(b)／(r)

Ｊ／(f)／(s)／(t)

備考

１．「(q)」は、包装基準956の容器及び包装の種類、材質及び分類を表し、材質及び分類の別に別表第３に掲げる記号とする。

２．「(r)」は、製造された年（西暦年の下２桁）及び月とする。

３．「(s)」は、荷重試験重量をキログラムで表した数値とする。荷重試験を行っていない場合、数字「０」を表示する。

４．「(t)」は、最大荷重量をキログラムで表した数値とする。

別表第３

材質		分類	記号
金属	Ａ．鋼	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11Ａ
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21Ａ
	Ｂ．アルミニウム	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11Ｂ
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21Ｂ
	Ｎ．鋼及びアルミニウム以外の金属	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11Ｎ
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21Ｎ
柔軟性のあるもの	Ｈ．プラスチック	樹脂クロスであって、コーティングが施されているもの	13Ｈ２
		樹脂クロスであって、内張り付きのもの	13Ｈ３
		樹脂クロスであって、コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13Ｈ４
		プラスチックフィルムのもの	13Ｈ５
	Ｌ．織布	コーティングが施されているもの	13Ｌ２
		内張り付きのもの	13Ｌ３
		コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13Ｌ４
	Ｍ．紙	多層のもの	13Ｍ１
		多層で防水性のもの	13Ｍ２
硬質プラスチック	Ｈ．硬質プラスチック	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	11Ｈ１
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	11Ｈ２
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	21Ｈ１
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	21Ｈ２
プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	ＨＺ．プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	11ＨＺ１
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	11ＨＺ２
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	21ＨＺ１
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	21ＨＺ２
ファイバ板	Ｇ．ファイバ板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11Ｇ
木材	Ｃ．天然木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11Ｃ
	Ｄ．合板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11Ｄ
	Ｆ．再生木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11Ｆ

(注)　プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器の記号のうち「Ｚ」の文字は、外装容器の材質を示す以下の記号に置き換える。

Ａ	鋼
Ｂ	アルミニウム
Ｃ	天然木材
Ｄ	合板
Ｆ	再生木材
Ｇ	ファイバ板
Ｈ	プラスチック
Ｌ	織布
Ｍ	紙（多層のもの）
Ｎ	鋼及びアルミニウム以外の金属